

北九医発第967号

令和8年8月6日

各 医 師 会 長 殿

北九州市医師会

会長 松 村 洋

(公 印 省 略)

令和8年熊本地震に係るデータ提出加算及び外来データ提出加算等の
取扱いについて

標記の件につきまして、県医師会より別紙の通り通知がありましたので、お知らせ致します。

福岡県医発第 1305 号（地）

令和 8 年 7 月 31 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 平 田 泰 彦

（公 印 省 略）

令和 8 年熊本地震に係る

データ提出加算及び外来データ提出加算等の取扱いについて

災害が発生した場合における保険診療及び診療報酬等の取扱いにつきまして
は、災害発生時に一定の基準を満たした場合、個別の通知の発出を待たず、令和
8 年 3 月 31 日付け保医発 0331 第 2 号保険局医療課長通知「災害発生時におけ
る保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」に記載のと通りの取扱いと
なり、令和 8 年熊本地震はこの基準に該当する旨のご連絡を申し上げたところ
です。（令和 8 年 7 月 30 日付け福岡県医発第 1248 号（地）参照）

これを踏まえ、令和 8 年熊本地震に伴うデータ提出加算及び外来データ提出
加算等に係る取扱いについて厚生労働省より事務連絡が発出されましたのでご
連絡申し上げます。詳細につきましては、別添をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員
への周知方よろしくお願い申し上げます。

日医発第855号（保険）
令和8年7月31日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公印省略)

令和8年熊本地震に係る
データ提出加算及び外来データ提出加算等の取扱いについて

災害が発生した場合における保険診療及び診療報酬等の取扱いにつきましては、災害発生時に一定の基準を満たした場合、個別の通知の発出を待たず、令和8年3月31日付け保医発0331第2号保険局医療課長通知「災害発生時における保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」に記載のとおりのお取り扱いとなり、令和8年熊本地震はこの基準に該当する旨のご連絡を申し上げたところです。（令和8年7月29日付け日医発第809号（保険）「令和8年熊本地震に伴う災害の被災者に係るマイナ保険証又は資格確認書等の提示等について」参照）

これを踏まえ、令和8年熊本地震に伴うデータ提出加算及び外来データ提出加算等に係る取扱いについて厚生労働省より事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

令和8年熊本地震に係るデータ提出加算及び外来データ提出加算等の取扱いについて
(令8.7.30 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 30 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

令和 8 年熊本地震に係るデータ提出加算及び外来データ提出加算等の取扱い
について

災害が発生した場合における保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについては、「災害発生時における保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（令和 8 年 3 月 31 日付け保医発 0331 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知。以下「課長通知」という。）により、お示ししているところです。

今般、「令和 8 年熊本地震に係る保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて（周知）」（令和 8 年 7 月 29 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）においてお示したとおり、令和 8 年 7 月 28 日に発生した熊本を震源とする地震（以下「令和 8 年熊本地震」という。）は課長通知の 1（1）に規定する「対象となる災害」に該当し、課長通知に定める取扱いが適用されます。これを受け、課長通知の 2（14）及び 3（15）を踏まえ、令和 8 年熊本地震に伴うデータ提出加算及び外来データ提出加算等に係る取扱いを下記のとおり定めますので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対し周知徹底を図られますようお願いします。

記

1. データ提出等が困難な保険医療機関に係る取扱いについて

区分番号「A 2 4 5」データ提出加算及び外来データ提出加算等（※）に係るデータの提出期限については、それぞれ別表 1 及び別表 2 のとおり定めているところ。

令和 8 年熊本地震の発災に伴い、被災地の保険医療機関又は被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足している保険医療機関若しくは被災地から多数の患者を受け入れた保険医療機関において、「D P C の評価・検証等に係る調査（退院患者調査）」への適切な参加及びデータ提出加算に係るデータ提出又は「外来医療、在宅医療、リハビリテーション医療の影響評価に係る調査」への適切な参加及び外来データ提出加算等に係るデータ提出が困難な場合には、2（1）に示す連絡期限までに、D P C 調査

事務局又は外来医療等調査事務局まで連絡されたい。その後の具体的な手続きについては、個別に調整を行うこととする。

※ 区分番号「A001」再診料の注13及び「B001-2-9」地域包括診療料の注4に規定する外来データ提出加算、「B001-3」生活習慣病管理料（Ⅰ）の注4及び「B001-3-3」生活習慣病管理料（Ⅱ）の注4に規定する充実管理加算、区分番号「C002」在宅時医学総合管理料の注13、区分番号「C002-2」施設入居時等医学総合管理料の注5（在宅時医学総合管理料の注13を準用する。）及び区分番号「C003」在宅がん医療総合診療料の注7に規定する在宅データ提出加算並びに区分番号「H000」心大血管疾患リハビリテーション料の注7、区分番号「H001」脳血管疾患等リハビリテーション料の注8、区分番号「H001-2」廃用症候群リハビリテーション料の注8、区分番号「H002」運動器リハビリテーション料の注8及び区分番号「H003」呼吸器リハビリテーション料の注7に規定するリハビリテーションデータ提出加算（以下「外来データ提出加算等」と総称する。）

2. 連絡期限及び連絡先等について

（1）連絡期限

令和8年8月20日(木)まで

（2）連絡先等

①データ提出加算に係る連絡先等

連 絡 先：DPC調査事務局
メールアドレス：dpc@prism.com

②外来データ提出加算等に係る連絡先等

連 絡 先：外来医療等調査事務局
メールアドレス：support@gairai.jp

[別表1]データ提出加算に係るデータの提出期限

作成対象月	提出期限
令和8年4月、5月分	令和8年7月23日(木)
令和8年6月～9月分	令和8年10月23日(金)

[別表2]外来データ提出加算等に係るデータの提出期限

作成対象月	提出期限
令和8年4月、5月分	令和8年7月30日(木)
令和8年6月～9月分	令和8年10月29日(木)